

6月
定例会



VOI.5

いかた 議会だより

平成18年(2006年)8月20日

発行 伊方町議会

編集 議会だより編集委員会

電話 ㊟-0211(内線410)

㊟-2662(直通)

ふるさと百景



大久展望台

— 今月の主な内容 —

6月定例会の動き	2P
主な決定事項	2P~3P
委員会報告・第4回臨時会	3P
一般質問	4P~8P
議会日誌	8P

6月定例会の動き

第5回定例会は、6月22日～26日開催

報告4件、人事1件、条例10件、予算1件、
補正予算5件、契約1件、その他2件
(原案可決・同意)



主な決定事項

報告

平成17年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、調製したもので、伊方町勢要覧策定事業他16事業

総額
10億2,964万円繰越

平成17年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、調製したもので、伊方町特定環境保全公共下水道事業(補助・単独)総額
1億4,437万3千円繰越

平成17年度伊方町土地開発公社決算書の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を説明する書類として議会に提出

平成17年度株式会社アグリ瀬戸経営状況報告書の提出について

地方自治法第243条の3

第2項の規定により、経営状況を説明する書類として議会に提出

人事

人権擁護委員の推せんについて

大久一六三二番地二
竹下 昌光氏(再任)

条例

伊方町非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定

障害者自立支援法の施行に伴い、伊方町障害者自立支援判定審査会を設置し、また入札制度改革による伊方町入札監視委員会の設置により、委員の報酬を定めるため、本条例の一部を改正

伊方町在宅寝たきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定

愛媛県在宅寝たきり老人等介護手当支給事業実施要領、補助金交付要綱の改正等に伴い、本条例の一部を改正

伊方町在宅高齢者共同生活支援施設条例の一部を改正する条例制定

介護保険法の改正による「痴呆」から「認知症」への用語の変更に伴い、本条例の一部を改正

伊方町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定

伊方町国民健康保険釜木出張診療所を廃止し、二名津診療所、串診療所、名取出張診療所の診療日、診療時間の変更の必要があるため、本条例の一部を改正

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、公の施設の管理等を定める必要があるため制定

伊方町製氷施設条例の全部を改正する条例制定

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定管理者制度を導入するため、本条例を改正

伊方町農業公園条例の全部を

改正する条例制定

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定管理者制度を導入するため、本条例を改正

伊方町伽藍山体験農園条例の一部を改正する条例制定

伊方町伽藍山体験農園の利用促進、本町類似施設の使用料等を総合的に勘案し、料金改正の必要があるため、本条例の一部を改正

伊方町農水産物処理加工施設条例の全部を改正する条例制定

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定管理者制度を導入するため、本条例を改正

伊方町観光物産センター条例の全部を改正する条例制定

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定管理者制度を導入するため、本条例を改正

予算

平成18年度伊方町介護サービス特別会計予算

予算総額
841万円

補正予算

平成18年度伊方町一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ

10億536万3千円を追加し

予算総額を

97億1,971万6千円

平成18年度伊方町老人保健特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ

818万2千円を追加し

予算総額を

22億4,500万5千円

平成18年度伊方町介護保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ

35万8千円を追加し

予算総額を

9億4,811万3千円

平成18年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ

1,822万8千円を追加し

予算総額を

5,304万9千円

平成18年度伊方町水道事業会計補正予算(第1号)

資本的収入に

5,400万円

を追加し、資本的収入総額

5,400万円

資本的支出に

6,735万8千円

を追加し、資本的支出総額

1億4,123万円

契約

四ツ浜(大久)漁港海岸保全(局改)事業(分割の5)請負契約の変更締結

変更前

5,607万円

変更後

7,018万5千円

(事業量変更による増額)

太陽建設有限公司

その他

伊方町一般廃棄物処理基本計画の策定について

合併に伴い、伊方町の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を策定するもの

伊方町過疎地域自立促進計画の変更について

伊方町過疎地域自立促進計画の一部を変更するもの

委員会報告

6月22日 総務文教委員会開催

所轄事務調査事項「入札制度について」

伊方町が発注する建設工事等の入札・契約制度について競争性・透明性・公平性を確保するため制定(平成18年6月1日施行)をした、①予定価格事前公表の実施要領②制限一般競争入札実施要領③伊方町建設工事請負業者格付要領④伊方町入札監視委員会設置要綱等について、理事者より説明を求め問題点等について協議・調査を行った。

第4回臨時会開催される

第4回臨時会が、7月21日に開催され、契約2件が原案のとおり可決されました

契約

四ツ浜(川之浜)漁港港整備交付金事業請負契約の締結

契約金額
9,208万5千円

若築建設株式会社 松山営業所

三崎(与修)漁港港整備交付金事業請負契約の締結

契約金額
5,544万円

堀田建設株式会社 伊方支店

一般質問

通告概要

篠川長治議員

- 伊方町情報公開条例について
- 湊浦地区の危機管理、自然災害対策等について
- 電源立地、伊方町の地場産業である「柑橘産業」の振興支援等について

梶田和美議員

- 伊方町の各地域の交通便について
- 安全・安心の街づくりについて

福島大朝議員

- 伊方町6月の人事について
- 地域産業の振興策について

垣内庄八郎議員

- 三崎豊漁祭における伊方町職員の泥酔醜態事件について

阿部吉馬議員

- 町内小中学校施設に対する耐震診断の現況と対策
- 町職員の服務規程
- 公僕としての基本姿勢に対する町長の指導

清家慎太郎議員

- 第3セクターの運営について
- 伊方町行政の信頼回復について



篠川長治議員

伊方町情報公開条例について

問 伊方町情報公開条例の目的は、町民の知る権利を保障し、町民参加による公正で開かれた町政を推進するため、町政を町民に説明する町の責務を明らかにし、町政に対する町民の理解と信頼を深めることを目的に制定したものである。

私は、(株)クワイエイト伊方の平成15年度と16年度の財務諸表の公開請求をしたが、公文書非公開と決定された。(株)クワイエイト伊方の財務諸表は、平成15年9月、私の公開請求に対して、町は公開している。よって、この度の非公開決定は、情報公開条例の曲解によるもので、非常に遺憾である。

答 本年2月、町に対して公開請求がなされ、担当課の商工観光課が受付を行い、同年3月3日付けで非公開決定の通知を行ったものです。この決定を受けた篠川議員から異議申立書が提出され、同条例の規定に基づき、町長職務代理者からの諮問を受けて同月30日、情報公開審査会を開き、異議申立の理由及び町が決定した処分に対しての審議を行った。町としては、個人からの請求に対して、公にすることににより当該法人等及び当該個人の権利、競争上の地位、正当な利益を害する恐れがあり、同条例第7条第2項第2号の解釈及び運用基準により、法人等に関する情報に該当するため、非公開の理由として、法人の運用に関する情報の経営状態情報は公開しないこととしていること。請求理由が研究資料であることや公開する場合は、企業の上承をとるべきであり、企業が閲覧に応じるとしていること等から勘案して、本件の場合、法人の信用情報となり、原則として非公開にすべきであるとの見解に達しており、ご質問にある整合性を得ているものと認識している。(町長)

湊浦地区の危機管理、自然災害対策等について

問 前の川は、上流に向かって順次改修する予定とのことであり、湊浦港の防潮水門は平成19年度完成予定で工事に着手しているが、水門工事と平行して排水ポンプの整備は必須です。水門は、高潮は防ぐが、高潮と豪雨が重ると浸水家屋が増える要因となる。予算を考慮し、必要排水量の1/3位の能力のポンプを設置し、順次整備することを提言する。

答 河川の改修は下流から実施するのが一般的で、今回の工事は16年度から進めており、2年で農協前から集会所横の河川合流部まで完了している。そこから上流小学校プール角までの区間を含め延長で約50mを、今年度着工する予定。工事内容は、現在の暗渠より約2倍(2m×2mのボックス)の暗渠を設置することとしている。尚、今年度一部の用地買収も行う予定で、地主の了解が頂ければ工事を着工することとしている。

防潮水門関連は、小学校付近は低地な為、過去に幾度か家屋浸水の被害にあっており、これらを解消するため河川改修と合わせて農協前の埋立地に河川を新たに整備している。

この工事は、18、19年度の2ヶ年で護岸の整備と水門の整備を実施するもので、通常の満潮、大潮等においても水門の開閉操作で解消できるものと考え、排水パイプの必要性の点では、まず河川及び水門を整備し、台風、豪雨などの状況を見極め経済効果等も十分

視野に入れて適切に対処したいと考えている。(町長)

電源立地、伊方町の地場産業である「柑橘産業」の振興支援等について

問 伊方町の地場産業である柑橘産業活性化のために「電源地域産業支援」を受けることができれば、品質の向上とブランド化・差別化等の推進により、伊方町の柑橘農家が希望を持って農業経営に取り組むことができる。電源立地伊方町の多数を占める地元農家は、「電源立地振興策」等には殆ど無縁である。そこで、庁内に町長特命の地場産業活性化研究グループを設置し、地場産業活性化の研究と関係機関への強力な運動を展開し、伊方町の柑橘産業活性化支援を推進することを提言する。

答 近年、柑橘価格の低迷が続く柑橘生産者の経営は大変厳しい状況にあると承知している。国においては、平成17年3月に「食料・農業・農村基本計画」を策定し、県でも「新農業ビジョン」の後期重点推進プログラムを策定し、それぞれ農政の見直し、新しいビジョンづくりに着手している。当地域でも八西地域農業振興協議会を設立し、優良品種への更新、基盤整備の拡充、高品質果実の生産、個性化商品の開発、販売等を生産者・農協・県・町等で協議をしている。主な取り組みとして、認定農業者の育成支援、若者や定年により新たに農業に従事する者への支援。

農地流動化による規模拡大、農業基盤の整備。ブランド品の展開、地産地消の促進、低温貯蔵庫の整備。地域農業マネージメントセンターの設立、有害鳥獣駆除対策の強化。各漁港に適した機能の拡充、人工漁場の整備に取り組む。これらの取り組みは事業者自身の熱意と創意工夫が基本であり、それを支援する産業施策を展開することで、地域産業を共に育む町づくりを目指し、支援事業に取り組んでいきたい。

去る6月12日には、これらを推進していく協議団体として仮称伊方町農林業振興連絡協議会の発起人会を立ち上げた。これは、伊方町認定農業者協議会及び伊方町地域担い手育成総合支援協議会等のメンバーで構成し、生産・販売を始め、近年問題になっている有害鳥獣対策等についても研究、協議をする重要な機関として位置づけしている。

現在策定中の伊方町総合計画の中で「電源地域産業育成支援補助金」制度の採択条件に合う事業があれば積極的にこの制度を活用し、地域産業の活性化を図りたい。

(町長)

梶田和美議員



伊方町の各地域の交通便について

問 (1)旧三町の交通便は様々な施策で対応しているが、同じ町民でありながら不公平がある。緩和できる方法はないか。

答 (1)各地域の交通の便については、旧町の地域間において利便性に格差があり、地域住民にとっては不公平を感じ、ご不満のことと思います。

この現状については、合併前の3町で実施されていた状況を、そのまま新町に引き継いだものであるが、町営バスに関する合併協議では、新町全体を視野に入れて再編を行うという約束であり選挙公約でもあるので、この不公平感を解消できるよう、取り組んでいきたい。

(2)町内の高齢者の生活は、地理的にも経済的にも非常に厳しい状況にある。特に移動の手段については、年齢を重ねることにその不便さを増し、外出が困難となり、健康の維持を阻害する要因にもなりかねない。このような状況を考慮すると、早急に町内全体で町営バスを運行したいと考えているが、町内全体を網羅する町営バスとなると、その運行方法を巡り、民間の既存路線との問題や各種法令の問題もあるので関係機関等との調整が不可欠で、その調整は容易ではないと心配な点もある。合併後一年が経過しても町の取り組みの状況が見えず、心配されている質問

と思います。私が町長に就任してから担当課へは早急に検討するよう指示しており、新町全体での町営バス運行方法については、今後優先して検討していくのでご理解頂きたい。

(町長)

安全・安心の街NUNUNUN

問 (1)児童生徒の安全対策として防犯訓練・不審者に出会ったときの対処法など行われているか。

答 (1)児童生徒の安心・安全等の確保については、連日マスコミ等で報道されており、町民の方々の関心も高いと思います。私自身も安心・安全の町づくり、児童生徒の安全対策を重要課題と捉えている。

児童生徒の防犯訓練・不審者に出会ったときの対処法等の実施について、学校教育課に調査させたところ、町内14の全ての小・中学校が毎年実施し、自己防衛能力を高める努力をしているとの報告があった。

防犯訓練の内容の一例を上げると、不審者への対応の仕方、不審者からの避難、不審者乱入時の訓練、連れ去られそうになったときの訓練等を行っており、講師は駐在所にお願しているとのこと。

その他、予防策として不審者対策マニュアルや安全マップの作成、不審者に対する校内施設・設備の点検と整備、刺股の設置、防犯ブザーの携帯、集団登下校の徹底、見守り隊の設立、関係機関との連携等地域の実情に応じた対策を講じている所です。

(2)子供を犯罪から守るため地域、学校をはじめ、町ぐるみで身近な問題として取り組まなければならない問題であると考えています。「防犯パトロール中のステッカー」については、犯罪防止の啓発活動にもなり、非常に良い考えであると思う。

行政だけでは対応できないので、地域の協力も求めなければならぬ。学校関係者や関係機関の方々にも意見を伺い、検討したい。

(町長)

福島大朝議員



伊方町6月の人事について

問 (1)四月人事から二ヶ月も経たないのに大きく異動させた必要性(2)選挙がらみの報復人事をしたことにより町民の信頼を損なった責任

答 (1)4月1日の人事異動については、選挙期間中、多数の町民の方々から、その不自然さについてご指摘を受けた。

町長選挙を2週間後に控えた状況の中で、町長不在時の職務代理者によって行われたもので、大方の見方は小規模なものとの予想に反し、異動規模は課長への昇格者が6人、全体の異動者も臨時職含め112人と、その規模の大きさに驚いた所である。よって、私は、自分自信の職員としての知識と経験から私が公約として掲げた「行政の信頼回復」を役場全体で早急に進めることができる職員体制を整えたいとの考えから、6月1日付けで人事異動を行ったものです。

異動規模としても、助役、収入役の就任に伴う後任人事を軸に、管理職級を中心に全体で48人と必要最小限の規模で行ったもので、決して大きな異動であったとは認識していない。

(2)選挙がらみの報復人事と言われますが、そう言われること自体が理解できかねる。

また、今回の人事異動により、町民の信頼を損なったと言われますが、それぞれの立場によって、その評価は大きく違ってくるのも仕方ないものと思う。しかし、すでに町民の評価が出たように言われていますが、人事の評価は職員が異動先において、いかに町民のために私と共に汗をかき、職務上の責任を果たすかによって町民の皆様から、職員共々その評価を頂けるものと考えている。よって、

その評価はこれから出てくるもので、今の時点で結論とすることはできないので、「理解を頂きたい。」

(3)職員の昇格については、職員の給与に関する条例で、職員を昇格させるには昇格させようとする職務の級に適合すると認められる場合に限る。となっており職員の知識と経験等を総合的に評価して決定するものである。

その手法については、職員の能力を評価するための試験等を行う場合もあるが、私は、職員として在職していた経験や、合併協議の際に人事担当課長として三町の調整にも携わっていたことから、職員について一定の面識等もあり、選挙時、昇格試験は行わないと申し上げたので今回、試験を行わず登用したものである。

(4)職員の人事については、これからは職員の能力を適切に見極め、適材適所で職員の能力が十分に発揮できる環境を作り出していく人事を行いたいと考えている。

(町長)

地域産業の振興策について

問 (1)産地間競争の中、伊方町認証制度を設立する考えはあるか
(2)一次産業の支援策として、この四年間における重要策をお聞かせ下さい。

答 (1)現在、県では差別化・付加価値化による農産物の市場競争力の強化と、生産現場の生産意欲の向上を目的に、安全・安心を基本に一定の基準以上の品質を備えた農産物をブランドとして認証する制度を導入し、平成15年4月から

「愛媛県特別栽培農産物認証制度(エコえひめ認証制度)」を創設し、「愛媛産には、愛がある」のキャッチフレーズのもと、人や環境に優しい農業の生産方式を推進しています。この制度の目的は、堆肥などによる土づくりを基本に化学肥料・化学合成農薬の使用を削減する環境保全型農業の推進と農作物の栽培履歴や生産情報を明らかにして、消費者の安心と信頼を高めることを目的としている。さらに、17年度に設立「えひめ・愛フード推進機構」に加入し、ブランドの発掘・調査等を行うことを計画している。

町としては、当面この様な制度を活用しながら要件を満たす作物づくりを推進したい。町独自のブランド等の指定・認証については農協・漁協・関係者等と協議しながら検討したい。

(2)本町にとって第一次産業の復活は産業全体の活性化に波及します。農水産業においては、担い手の確保育成と集落営農の促進を軸に、国内外で競争力のある銘柄産地の育成に取り組むと共に、水産業では持続的な発展のため「つくり育てる漁業」を推進していきたい。

具体的には、新町建設計画に搭載されている事業の早期実現を図り農漁業の基盤整備を充実し、機能の拡充、省力化と効率性を高めていきたい。

主な取り組みとして、担い手の確保育成では、認定農業者の育成支援・若者や定年により新たに農業に従事する者の受け入れ。集落営農の推進では、農地流動化による規模拡大・農業基盤の整備。競争力の高い銘柄産地の育成ではブランド品の展開・産地地消の促進・低温貯蔵庫の整備。農業推進体制

の強化では、地域農業マネージメントセンターの設立・有害鳥獣駆除対策の強化。基盤、体制基盤では、各漁港に適した機能の拡充・人工漁場の整備に取り組みたい。

また、町内の団体及び個人が行う施設整備事業に対する補助制度として町単独の伊方町産業振興促進対策事業の活用、継続事業としては、稚魚の育成・放流等による資源の確保と漁獲量の安定を図るための事業を積極的に実施し、農漁業の体質強化を図りたい。

(町長)

垣内庄八郎議員



三崎豊漁祭における

伊方町職員の泥酔醜態事件について

問 5月3・4日に伊方町申で実施された三崎豊漁祭に従事していた伊方町職員は、5月3日オープンコングレモニーから花火が終わる午後八時三十分頃までの予定で、駐車場整理業務を担当していたが勝手に持ち場をはなれメイン会場へ移動し、パーベキュー会場で飲酒して、花火打ち上げ時には電柱に上り奇声を発するなど、周囲の見物人に多大な迷惑をかけた。その後、捜しに来た

他の職員と総合支所へ帰り、宿泊先の旅館へ向かうが途中行方不明になり、午後十時三十分頃上司が見つける。上司とスナックで少し時間を過ごした後、旅館に入り、そこでも酒をコップ半分位飲み、午前0時十分頃上司と別れて就寝する。その後、他人の部屋(夫婦と娘一人)へ入り、朝まで寝ていたため大騒ぎになり、部屋の宿泊客に多大な迷惑をおよぼし、パトカーで八幡浜警察署に連行され事情聴取を受けた。

この事件は町民の観点からすると、町職員としての信用失墜は本人は勿論のこと、他の職員に対するイメージも著しく低下させたもので、厳しく懲戒にすべきと考え、町長はこの件に関し、町民の信頼回復の為の人事管理、再発防止策についてどの様に考えているのか、また6月12日に行われた問題職員の処分については、職員の服務義務違反に関する処分基準内規の第2条別表にある、公務外非行関係の詔訂による粗野な言動等を用いし、減給10分の1、3ヶ月と伺っています。私は必要以上の厳しい処分を求めるつもりは無いが、起こした問題の重大さを考えると軽すぎると思われ、私の周りからも同じような声が聞かれる。

町長は、この処分が本場に町民の信頼を回復し、職員の綱紀粛正に繋がると考えているのかお伺いします。

答 事件については、事実関係を調査した結果、町の職員が職務外の行動において、公務員としてふさわしくない行為を行ったという事実が判明した。この行為により、関係各位並びに関係機関の皆様にご迷惑をおかけしたことをお詫び

申し上げます。

二度とこのような事が起こらないように、職員管理体制の一層の強化や、職員教育を徹底するなど再発防止に万全を期す所存である。

事件については、5月4日に三崎総合支所長より報告を受けた。その時点では、事実関係がはっきりしなかったため、私が指示した事項は「迷惑をおかけした方々への謝罪と正確な事実関係の把握など。その後、総務課長を中心に関係者への事情聴取などにより事実解明を行ったが、事件の全容を知る者がいないなど、情報収集がはかどらず、さらに職員の処分になると、法令や条例等に照らし合わせ、内部組織である「職員懲戒審査委員会」での審査や決定にも慎重を期す必要がある。

さらに、県の公平委員会等にも指導を頂きながら厳正に対応するよう指示をしていたので、調査結果報告及び「職員懲戒審査委員会」の決定事項の報告を受けたのが6月12日である。従って、同日、決定内容に基づき処分を決定し、3ヶ月間、給料月額額の10分の1の減給とした。根拠法令は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号である。

人事管理、再発防止策については、職員管理体制の一層の強化と職員教育を徹底するなど、再発防止に万全を期したい。

処分内容については、町では「職員の服務義務違反に関する処分基準」を平成17年8月に内規として定めている。

また、国家公務員の人事管理を行う人事院からも、「懲戒処分の指針について」の通知が出されており、職員の懲戒処分の量定を決定する

参考として示されている。尚、町で定めた内規と人事院から示された標準的な処分量定の内容は同じである。

職員の懲戒処分に関しては、内規の第7条に「職員懲戒審査委員会」は懲戒処分の要否、種別、その他必要と認める事項を決定し、町長に報告する。と定めており、第8条には、町長は委員会から報告があったときは、報告内容を尊重し、事案に係る職員の処分を決定する。と定めている。よって、私は定められた手続きに従い、委員会から報告された内容で厳正に対処したものである。

尚、職員にとりましては処分を公表することにより、公務員としての社会的な制裁にもなっており、量定についても決して軽すぎるものではないと受けとめている。

(町長)



阿部吉馬議員

町内小中学校施設に 対する耐震診断の 現況と対策

問 (1)対象となる小中学校施設の
数と現状

(2)現状を踏まえての今後の対策
1 財政的観点からの対応策

2 財政対策として国・県の補助 金の実態

3 対象校並びに保護者への説明

答 (1)耐震調査の対象となる施設は、小学校11校20棟の内、7校7棟、中学校3校9棟の内、1校3棟、計8校10棟が対象になっている。尚、対象建物の内、7校9棟が一次診断済みで、残り1校(佐田岬小)も、H18・4・14に契約し、H18・7・31に完了予定となっている。

(2)今後の対策として、診断済み対象校の内、三机小学校は、今年度耐震補強工事に着手する予定である。残りの対象校については診断の結果、2次診断が必要との結果が出ているので、診断結果及び建築年度を考慮して、順次着手する予定である。尚、6月補正予算に2次診断に要する費用を計上している。

耐震補強工事については、多額の費用が必要となるため施設の規模にもよるが、年に1棟ないし2棟のペースで実施したい。財源については、国費が1/3、残りは合併特債の充当を予定している。

国は、従来「公立学校等施設整備補助金」として補助してきたが、平成18年度より「安全・安心な学校づくり交付金」に制度が変わった。内容的には変更なく、耐震補強は国費の補助率が1/3である。県の補助はなし。尚、補助基準単価が決まっており、実質的な補助率は1/4程度である。

国の施設整備費の予算総額でも、前年度1,327億3千2百万円に対し、今年度は1,137億2千1百万円と前年比85.7%と大幅な減額となっている現状である。対象校に対しては校長会等で耐

震診断対象校である旨を、2次診断については診断結果、建築年度等を考慮し順次実施していく予定であることを説明している。保護者へも診断結果により説明したい。(教育長)

町職員の服務規程・ 公僕としての基本姿勢 に対する町長の指導

問 (1)徹底指導を望むが、どのよ
うな指導をしていくのか
(2)条例等において懲罰規定等を設
ける必要性
(3)最高責任者としての責任の重要
性

答 (1)職員は地方公務員としての自覚の元、全体の奉仕者として地方公務員法において遵守しなければならない義務が課せられている。その義務には、大きく分類して「職務の遂行に關して守る義務」と「職務の内外を問わず、職員たる身分を有する限り守らなければならない義務」の2つに大別される。

「職務の遂行に關して守る義務」とは、「法令等及び上司の命令に従う義務」と、「職務に専念する義務」である。「職員たる身分を有する限り守らなければならない義務」とは、「服務の宣誓」、「秘密を守る義務」、「信用失墜行為の禁止」、「政治的行為の制限」、「争議行為等の禁止」、「営利企業等の従事制限」である。

職員の義務については、職員として採用されたら誰もが最初に耳にする言葉で、職員研修等でも必ず指導事項として入るもので、公務員として基本の事柄である。しかし、人として完全な者ばかりではないので、これからも事あるごと

に機会を設け指導徹底を図りたい。また、職員には必ず上司がおり、それぞれの職場で日々不適切な事項の生じないように、部下の指揮監督に遺漏の無きよう徹底させた

(2)町では、昨年8月に「職員の服務義務違反に関する処分基準内規」を制定している。この内規を基本に、その適用に当たっては県の指導等を頂きながら対応している。(3)私が町長として果たさなければならぬ責任については、その責任が生じた事件の内容及び事実関係、さらに指揮監督責任等の所在を明らかにして、必要であれば自らの判断で適切に対応しなければならぬと考える。

(町長)



清家慎太郎議員

第3セクターの 運営について

問 (1)伊方町が関係する第3セク
ターの運営・財政状況等の現状は
どのようになっているか。
(2)今後第3セクターに対し町はど
の様な関わりを持っていくかと考
えておられるか。

答 (1)本町が出資する第3セクターについては、地域産品の加工販売

等を主な業務としている産業振興関連会社が2社と、風力発電事業の運営会社が3社、計5社ある。その内、町が筆頭株主としての設立と経営に強く関与しているのが産業振興関連の2社で、風力発電関連の3社は民間事業者が主体となつて設立、運営されているものである。

この5社の運営状況は、風力発電3社の内、すでに実質的に事業を展開しているのが、瀬戸ウィンドヒル1社で、立ち上げ時の計画どおり順調な経営が進められている。残る2社は、事業立ち上げ途中、の状況である。産業振興関連2社は、物販販売施設の運営及び加工販売部門においては一定の経営状況をみているが、トマト栽培部門では、経営の効率化や販売戦略に心配があるものの、産地間競争の激化や市場販売価格が低迷していることなどにより、町の経営支援が必要な状況である。

(2)第3セクターと町との関わりについては、会社設立の経緯や出資の比率等により、関わり具合の度合いに大きな違いがある。

町としては、行政目的を達成するための手段として第3セクターを活用することがふさわしいと判断し、行政の担うべき役割の一部を第3セクターに託した、という設立の経緯があるので、第3セクターが本来の目的に沿ってスムーズに事業展開ができるよう、各法人の独立性・自主性・自立性等を尊重しながら、町と法人が対等な関係で連携し、必要な関わりを持っていきたいと考えている。第3セクターの経営悪化は設立団体の本町の財政運営にも影響を及ぼすやもしれない。健全な運営に万全を

期し、住民の信頼に添えることができるよう、第3セクターの点検評価の充実、強化についても取り組みたい。

(町長)

伊方町行政の信頼回復について

問 (1)どのような信頼回復策を考えておられるか。

答 (2)その策の一つとして、制限付一般競争入札が導入されるが、先例を見ると今後調査基準価格で落札される事例がいくつか出てくる予想される。「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の運用を含め考えられる問題点とその対応はどのように考えておられるか。

答 (1)三町が合併し新しい町づくりが始まった矢先、公共工事をめぐる汚職事件で現職の町長が収賄容疑で逮捕された件では、町全体に大きな衝撃が走った。また、5月に三崎地域で開催された豊漁祭に参加していた職員が、酒に酔って町民のみなさんに大変ご迷惑をおかけしたこと、更には、職員の誤った履歴情報が外部へ流出し、関係者及び関係各位に大変ご迷惑をおかけしたことに對し、深くお詫び申し上げます。こうした職員の不祥事は役場全体に対する信頼を損ない、厳しい批判や疑念を招くことになった。職員自身が不祥事をなくすための努力をすることは勿論のことであるが、不祥事が起こらないよう管理体制の整備にも取り組まなければならない。「町づくりは」「人づくり」から。「職員づくり」のため、職員の意識改革と

全体の奉仕者としての公務員倫理の徹底を行い、町民等の信頼回復に全力を挙げて取り組みたい。

まず、公務員としてふさわしい職員づくりの具体策として、「職員の人材育成基本方針」を策定し、職員研修による資質の向上に取り組みたい。研修プログラムとしては、

- ・職員一人ひとりが目的を持ち自主的に取り組む研修
- ・職場内研修として管理職員研修や職員全体での研修
- ・専門の研修機関で行う研修への参加

・民間企業における実践研修の実施などを盛り込み、研修を実施したい。

2点目は、公益通報制度である。平成18年4月1日、事業者の法令遵守を確保し、公益のために通報した者が不利益を受けないように公益通報保護法が施行された。この法律は、地方公共団体にも適用されるため、同日付で役場内部の法令違反・不正行為について内部告発を行うための、伊方町職員の公益通報に関する処理方針を定めている。今後は職員以外からも告発ができるよう規定の整備を行い、法令遵守に努めて参りたい。

個人情報流出については、情報管理については、個人情報保護条例などの規定に基づいた適切な管理を行い、取扱いは充分注意したい。個人情報管理の徹底管理を行うには公務員倫理のみでは難しいため、罰則規定を盛り込んだ個人情報保護条例の一部改正を検討したい。

(2)制限付一般競争入札が導入されると調査基準価格での落札が予想される。調査基準価格は、工事が適切に施行されるに足る価格を設定していますので、工事の品質確保はできるものと思う。制度を導入することにより、公平公正な競争の実施、能力に応じた機会平等性を推進していかねければならない。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及び安全の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与することを目的に作られたものであり、国、地方公共団体、発注者、受注者の責務を明確にし、公共工事の品質が確保されるよう、工事の監督及び検査並びに工事中、完成時の施行状況の確認を適切に実施する等を規定している。法律の趣旨を尊重し、設計書の作成、工事中の監督、検査、完成時の状況確認等を職員一丸となって努力し、公共工事の品質確保の促進に努めたい。

(町長)

編集後記

議会だより第5号をお届けします。

今回は、一般質問関連の記事が多くなりましたことをご了承願います。

ご意見ご感想をお寄せください。

議 会 目 録

5月1日	伊方浄化センター通水式	6月15日	議会運営委員会
5月2日	議会運営委員会	16日	水道事業会計決算審査(監査委員)
9日	第3回臨時会	16日	例月現金出納検査(監査委員)
9日	原子力発電対策特別委員会	22~26日	第5回定例会
17日	原子力発電対策特別委員会	26日	総務文教委員会
22日	県町村監査委員協議会臨時総会	7月2日	町社会福祉大会
23~24日	町村議会議長・副議長研修会	4日	全国原発議長会役員会・総会
24日	例月現金出納検査(監査委員)	4日	静岡県御前崎市議会議員行政視察
25日	議員全員協議会	7日	町議会議員研修会
26日	ふれあい岬開所式	14日	福井県高浜町監査事務視察来庁
6月4日	ブルサーマル公開討論会	18日	議会運営委員会
5日	八幡浜地区防犯協会通常総会	19日	例月現金出納検査(監査委員)
6日	山口県議会議員風力発電行政視察	21日	第4回臨時会
7日	議会運営委員会	21日	議員全員協議会
8日	八西衛生事務組合議会	23日	町消防操法大会
8日	八幡浜地区施設事務組合議会	28日	定期監査(監査委員)
9~10日	県町村議会議長会第2回定例会	31日	議会だより編集委員会
13日	議員全員協議会	31日	人権対策・人権教育協議会定期総会